

## 与論町告示第45号

与論町障がい者（児）施設入所者及び精神障害者（児）医療施設入院面会旅費補助金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成27年6月18日

与論町長 南 政吾 印

与論町障がい者（児）施設入所者及び精神障害者（児）医療施設入院面会旅費補助金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

与論町障がい者（児）施設入所者及び精神障害者（児）医療施設入院面会旅費補助金支給事業実施要綱（平成21年与論町告示第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保護者」を「家族等」に改める。

第2条中「意義は、」の次に「それぞれ」を加え、同条第1号中「障害者基本法」の次に「（昭和45年法律第84号）第2条第1号」を加え、「」を削り、「又は精神障害があるため、継続的に」を「、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に」に、「受けている者」を「受けているもの」に改め、同条第2号中「保護者」を「家族等」に、「精神保健福祉法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条第2項」に、「後見人または保佐人、配偶者、親権者、扶養義務者」を「配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人」に改める。

第3条中「保護者」を「家族等」に改める。

第4条中「3回」を「6回」に、「15,000円」を「20,000円」に改める。

第5条中「保護者」を「家族等」に改める。

## 附 則

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。

○与論町障がい者（児）施設入所者及び精神障害者（児）医療施設入院面会旅費補助金支給事業実施要綱

平成21年1月9日告示第1号

与論町障がい者（児）施設入所者及び精神障害者（児）医療施設入院面会旅費補助金支給事業実施要綱

（目的）

**第1条** この要綱は、障がい者（児）施設入所者か精神障害者（児）医療施設に入院している者の家族等が、当該者を訪問するための費用の一部を町が助成し、家族等の経済的負担の軽減を図るとともに、家族等の当該者訪問を促進することで、当該者の精神面の回復に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める

ところによる。

(1) 障がい者（児）とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けているものをいう。

(2) 家族等とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条第2項に規定する配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人と入所している障がい者（児）の3親等以内の親族をいう。

（支給要件）

**第3条** 町長は、障がい者（児）の家族等が与論町に住所を有し、かつ与論町に居住し、障がい者（児）が当該施設に入所・入院するに至り、その家族等が当該入所者・入院者の面会をするとき、その家族等に旅費の補助を行うものとする。

（補助金の額）

**第4条** 補助金は、年6回を限度とし（当該年度の4月1日から翌年3月31日まで）1回あたりの支給額は、障がい者（児）が奄美群島又は沖縄県の施設に入所・入院しているときは、20,000円とし、奄美群島、沖縄県以外の施設に入所・入院しているときは、30,000円とする。

（喪失の時期）

**第5条** 障がい者の家族等は、次の各号のいずれかに該当したときは、受給資格を喪失する。

(1) 施設入所、入院中の障がい者（児）が死亡したとき。

(2) 障がい者（児）が当該施設を退所・退院したとき。

(3) 障がい者（児）の家族等が与論町に居住しなくなったとき。

(4) 障がい者（児）の家族等が与論町に住所を有しなくなったとき。

#### 附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 与論町知的障害者（児）施設入所者面会旅費補助金支給事業実施要綱（平成9年与論町訓令第7号）は、廃止する。

3 与論町精神障害者医療施設入院患者保護義務者見舞金支給事業実施要綱（平成6年与論町訓令第6号）は、廃止する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。